

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-⑭)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部署名	大臣官房 運輸安全監理官		作成責任者名	運輸安全監理官 三上誠順	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						施策目標の評価結果	③	政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
58 首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	91%	平成24年度末	91%	94%	95%	96%	97%	A	概ね100%	平成29年度末	首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)において、主要駅や高架橋等の耐震対策について平成29年度末までに実施することとされていることから業績指標を設定している。		
15 【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(③ホームドアの整備駅数)	583駅	平成25年度	564駅	583駅	615駅	665駅	686駅	A	800駅	平成32年度	バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度までに転落防止設備の整備を定められている一日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の鉄軌道駅のうち、特に一日当たりの転落事故件数が多い10万人以上の鉄軌道駅において、優先的にホームドアの整備を行うことから設定。		
59 ①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数	① 517人 ② 56,305件	平成20年	① 466人 ② 45,346件	① 434人 ② 42,425件	① 421人 ② 39,649件	① 403人 ② 36,499件	① 363人 ② 33,336件	①B ②A	① 250人 ② 30,000件	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間ににおける目標(事業用自動車による交通事故死者数半減、事故件数半減、飲酒運転ゼロ)を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。		
60 商船の海難船舶隻数	386隻	平成23年～27年の平均海難隻数	422隻	379隻	394隻	382隻	334隻	A	339隻未満	平成32年	第10次交通基本計画(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する船舶事故数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。)に準じた目標設定とする。 第10次計画では第9次計画期間の年平均船舶事故数約12%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故数386隻から12%削減した339隻未満を目標とする。 ※平成28年度～平成32年度に適用する目標値を設定するに当たり、目標値を447隻から339隻に見直しした。		
61 船員災害発生率(千人率)	11.0%	平成20～24年度の平均	11.0%	10.3%	10.3%	9.3%	集計中	A	9.6%	平成29年度	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。 第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の死傷災害発生率を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害発生率(年間千人率)の平均値(11.0%)に比し13%減少させ9.6%とすることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間(5年間)の平均値を比較することとした。		
62 国内航空における航空事故発生件数	10.8件	平成20～24年の平均	10.8件	10.2件	9.6件	10.8件	10.0件	A	10.0件	平成25～29年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じたことにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5年平均値)を現況値(平成20年～24年の5年平均値)の約1割減を目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。		
達成手段 (開始年度)	29年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)									
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 (平成18年度)	144	39 (35)	42 (34)	45	42	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの実施等を行っている。	59,60,61,62	・運輸安全マネジメント評価回数 ・運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数 -					
(2) 公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	145	4 (2)	4 (3)	4	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、相談窓口の設置、周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施設の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇話会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成 ・公共交通事業者による被害者等支援計画の策定促進	-	研修の開催数 プロモート活動 -					
(3) 交通安全対策推進経費 (平成28年度)	147	-	-	17 (17)	17	地方自治体における交通安全対策の推進並びに交通事故相談活動を通じた損害賠償の適正化及び安全啓発等により、交通の安全確保や交通事故被害者等の福祉の向上を図るため、地方自治体における交通安全対策の課題等の実態把握、分析、好事例の選別を行い、情報共有するとともに、都道府県・政令指定都市に設置されている交通事故相談所の相談員が複雑・多様かつ専門化する交通事故相談内容に対処できるよう、交通事故相談の実務必携の発刊や相談員研修の開催等を通して当該相談員の育成を図り、周辺市町村を含めた交通事故相談員全体の資質を向上させることにより、全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制を確保する。	-	調査件数、実務必携発刊及び研修等開催回数 交通事故発生件数に対する相談件数の割合を10%以上とする。					

(4)	鉄道施設総合安全対策事業 (老朽化対策等) (平成20年度)	148	83 (82)	83 (83)	2,301 (2,186)	5,402	鉄道総合安全対策事業に要する経費の一部を国が補助する。 <補助率> ○老朽化対策事業 補助対象経費の1/3以内 ○浸水対策事業 補助対象経費の1/3以内 ○踏切保安設備整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3 ○鉄道軌道安全輸送設備整備事業 補助対象経費の1/2又は1/3以内	-	【老朽化対策事業】 老朽化対策事業を活用した事業を実施する箇所数 【踏切保安設備整備事業】 踏切保安設備の整備箇所数 【老朽化対策事業】 地域鉄道において、橋りょう、トンネル等の施設の老朽化を起因とした輸送障害又は鉄道運転事故を0件とする 【踏切保安設備整備事業】 平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す 【浸水対策事業】 河川氾濫、津波、集中豪雨における地下駅又はトンネルの浸水被害を0件とする
(5)	鉄道施設総合安全対策事業 (耐震補強) (平成27年度)	149	- -	1,527 (1,464)	3,003 (2,478)	3,047	中央防災会議において耐震補強の必要性が喫緊の課題であると指摘されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、片道断面輸送量が1日1万人以上であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上等一定の要件を満たす路線の高架橋等や駅の耐震対策を行う事業を対象に、補助対象経費の1/3(ただし、地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	58	当該補助金を活用し耐震対策事業を実施した箇所数 平成29年度までに首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の耐震化率を概ね100%にすることを目指す
(6)	鉄道防災事業 (昭和53年度)	150	1,426 (1,423)	1,379 (1,378)	1,100 (1,097)	2,038	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民への被害を軽減するために防災工事を実施し、土砂災害による鉄道の輸送障害を0件とする
(7)	鉄道技術基準等 (平成14年度)	152	145 (137)	145 (140)	144 (128)	248	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。主な調査研究内容として、 ①鉄道のトンネルの設計方法や構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両振動の影響に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④路面電車の車両、施設の状況等についての調査研究等を実施。	-	調査件数等
(8)	鉄道安全対策等 (平成15年度)	153	63 (46)	59 (44)	57 (44)	60	鉄軌道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取り組みが適切であるか等について保安監査を実施するほか、保安度向上に資するため、国土交通省と鉄軌道事業者等で構成する会議を開催。また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	-	保安監査の実施回数等
(9)	ITを活用した運送事業に対する 監査体制の強化 (平成14年度)	156	49 (43)	50 (42)	53	82	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を活用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	59	自動車運送事業者に対する監査実施件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(10)	タクシー運転者登録制度ネット ワークシステムの運用 (平成19年度)	157	28 (27)	30 (30)	32	32	タクシー業務適正化特別措置法に規定する単位地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該単位地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国60ヶ所の単位地域における運転者登録(法人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 全国におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(11)	自動車保安対策 (昭和41年度)	158	28 (27)	31 (24)	31 (24)	34	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	59	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(12)	貨物自動車運送秩序改善等対 策 (昭和52年度)	159	2 (1)	2 (1)	2	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(13)	リサイクル部品の活用の推進 (平成25年度)	160	1 (0)	3 (1)	3 (3)	2	・リサイクル部品について、品質保証方法のガイドライン(案)(品質の悪いリサイクル部品が流通しないようにする。)や必要な情報を自動車ユーザーへ適切に提供するためのガイドライン(案)の検討のための調査を行う。	59	調査研究の件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数

(14)	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年度)	161	25 (22)	16 (14)	21 (19)	76	船舶の安全基準は、国際海事機関において国際的な統一基準として制定・改正されているところ、海難事故や新たなニーズを考慮した安全基準を導入するため、国際会議において、国内外の事故及び実態調査等に基づく船舶の安全基準案を積極的に提案する。また、国際的船舶データベースの運営資金の拠出を通じて、ポートステートコントロールによる安全基準に満たない船舶の排除に貢献する。これらの取組みによって、海上輸送の安全を確保し、我が国周辺における船舶事故の削減を図る。	60	国際会議における新基準、指針等の決議数 PSCを実施した延べ隻数 関連する業績指標等と同内容
(15)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年度)	162	207 (190)	242 (220)	354 (324)	202	①海技士国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを適切に運用する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる業務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監視業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	60	
(16)	小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成15年度)	163	22 (16)	22 (14)	20 (集計中)	17	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前検査等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリーナ、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査の受検及び小型船舶操縦者の遵守事項についてパトロール指導及び周知啓発する。 事故の未然防止、小型船舶の健全な利用振興等は、様々な要因が関係するものであることから、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めるのは困難であるが、本事業の実施により、小型船舶の健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。
(17)	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費 (平成21年度)	164	208 (179)	229 (198)	227 (集計中)	216	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	60	
(18)	ポートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	165	95 (89)	98 (86)	98 (集計中)	108	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	60	
(19)	国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	166	151 (149)	176 (173)	190 (119)	133	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む173の国及び地域)に割り当てられる。	-	参加した総会、理事会、委員会及び小委員会の件数 IMOの各会合における審議を主導し、必要に応じた我が国の意見の反映に資するため、分担比率に相応した日本人職員割合を維持する。
(20)	北大西洋流水監視分担金	167	2 (2)	8 (8)	9 (2)	8	北大西洋における海上での人命の安全、航海の安全及び効率並びに海洋環境の保護を目的として、「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)第5章第6規則の規定に基づき、氷の監視機関(米国沿岸警備隊)が氷の季節(2月15日～7月1日)に氷の監視業務並びに氷の状態の調査及び観測を実施し、氷山海域を通航する全船舶に対して係る情報を提供しており、業務の経費を負担するものである。	-	米国より、係る情報の提供を受け、氷山海域を通航した日本籍船の全船履歴(米国の集計)。 本施策により、氷山海域を通航する船舶の海難をゼロとする。
(21)	国際海上輸出コンテナの安全輸送体制の確立	168	- -	- -	6 (6)	5	貨物情報の未申告等に起因するとみられる事故防止など持続的に円滑な国際コンテナ輸送を確保するため、コンテナ総重量確定をはじめとする品質の維持・向上や適切な情報伝達等の確保を行う。このため、荷送人等関係者の取組状況(重量確定、伝達方法等)などを把握し、必要に応じて制度の改善や国際的に調和した先進的な取組みへの誘導策を検討し、海上交通の更なる安全と効率的な国際コンテナ物流の実現に向けた対応を図る。	-	我が国で積付けを行ったコンテナ船のうち、貨物情報の未申告等に起因する海難事故の件数。 本施策により、我が国で積付けを行ったコンテナ船のうち、貨物情報の未申告等に起因する海難事故をゼロとする。
(22)	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	169	73,346 (66,828)	78,227 (74,570)	75,371 (68,926)	73,856	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。 【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	-	国が管理する空港数 航空保安無線施設数 航空路施設数 教育施設数 空港等の維持管理・運営業務に起因して発生した航空機事故件数
(23)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	170	7,898 (7,898)	8,100 (8,100)	8,412 (8,412)	9,732	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するもの等である。	-	
(24)	空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	171	2,856 (2,743)	3,144 (3,030)	3,299 (3,205)	3,386	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している37空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	気象観測施設の設置空港数: 81空港 空港の気象に関する観測通報数: 549,385回 空港及び空域に対する予報・警報等の発表数: 267,982回 空港及び空域の気象に関する解説回数: 98,538回 航空気象資料の提供枚数: 1,085,510枚 空港の予報通報の信頼性: 99.7% 空港の観測通報の信頼性: 99.7%

(25) 航空輸送安全対策 (昭和27年度)	172	158 (144)	103 (105)	107 (88)	202	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐久証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランプインスペクション)等を実施している。	62	-
(26) 航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	173	33 (32)	47 (44)	41 (39)	44	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づき技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行うとする者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。 国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。 また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	技能証明試験に係る受験者数 毎年、技能証明に係る試験(学科)を年6回公正かつ適正に行う。
(27) 国産旅客機開発に伴う安全性 審査方式の導入 (平成21年度)	174	82 (71)	75 (66)	84 (84)	111	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	航空局による審査を終了した適合性証明件数 適合性証明文書のうち3ヶ月以内に航空局による審査を終了したものの比率
(28) 国際民間航空機関分担金・拠 出金 (昭和28年度)	175	700 (700)	762 (762)	793 (793)	630	【事業目的】 国際民間航空が安全にかつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICA0)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICA0の設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICA0加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」及び「アジア太平洋等地域航空安全情報分析・共有実証事業」に対し、一定の拠出を行う。 【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び能率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。	-	理事会・常設委員会参加数 日本人職員の割合 日本人幹部職員数の割合
(29) (独)航空大学校(運営費交付 金) (平成13年度)	176	2,113 (2,113)	2,069 (2,069)	2,112 (2,112)	2,316	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	1年間の学生訓練時間数 学生の事業用操縦士(陸上多発)及び計器飛行証明の資格取得率:91%以上
(30) (独)航空大学校(施設整備費) (平成13年度)	177	163 (118)	66 (59)	39 (23)	81	航空大学校は、安定的な航空運送の確保を図るため、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成しており、そのために必要となる施設及び設備が老朽化により業務に支障が生じないよう、改修、整備を実施するものである。	-	施設整備実施件数 学生の事業用操縦士(陸上多発)及び計器飛行証明の資格取得率:91%以上
(31) 操縦士・整備士・製造技術者 の養成・確保対策 (平成27年度)	178	- -	138 (133)	63 (52)	115	航空機の操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を促進すべく、以下の施策を講じる。 ・民間養成機関の操縦士供給能力拡充(奨学金制度の設計検討のための取組、技量レベル向上のための取組等) ・航空大学校のさらなる活用(訓練の確実な実施や民間養成機関への技術支援強化等) ・航空会社における効率的な操縦士の養成の促進(安全性を確保しつつ航空会社による柔軟な訓練・審査プログラムの策定を可能とする制度(AOP)の導入に向けた環境整備) ・操縦士の健康管理の向上(加齢乗員の一層の活用に向けた取組、航空会社における健康管理体制確保のための取組等) 等	-	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を目的とした事業の実施件数 ・主要航空会社の航空機操縦士の人数 ・主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数
(32) 公共交通等安全対策に必要な 経費 (平成20年度)	179	169 (149)	169 (149)	167 (158)	159	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	60.62	
(33) 鉄道施設災害復旧費補助金 (昭和33年度)	475	220 (121)	30 (4)	1,114 (1,026)	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	-	本事業の補助対象として、災害復旧に着手した路線数 本事業の補助対象となる施設の復旧により、鉄道事業者の施設の機能を被災前の状況に回復させる(毎年1事業者程度)
施策の予算額・執行額		163,775 (149,406)	163,149 (153,901)	167,595	157,414	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								